

社会主義経済における株式会社

——資本主義経済との対比で——（I）

溝 端 佐 登 史

はじめに

- I. 社会主義経済における株式の発行
 - 1.1. ソ連における有価証券の発行についての決定
 - 1.2. 実際に展開される株式の発行
 - 1.3. 他の社会主義諸国における進展状況 ……（以上本号）
 - II. 株式の発行・株式会社化の背景と要因
 - III. 企業における株式の意義・課題・問題
- おわりに

はじめに

現代資本主義の主要な経済主体は企業である。企業形態は、法律的な側面と経済的な側面から考察されるが、最も中心的な形態は株式会社である。株式会社は、一般に、出資の有限責任制、自由に譲渡しうる等額株式制によって社会の遊休資本を集中すること、株式の分散化に基づく「所有と経営の分離」「経営者支配」を特徴としており¹⁾、資本主義経済はこうした株式会社形態をとる巨大企業組織に担われるという意味で「コーポレート・キャピタリズム」(corporate capitalism)とさえ表現される²⁾。

ところで、今日、国有制・国営制に立脚してきた社会主義経済においても、株式会社が注目され、設立されつつある。

かつて、W.ブルスは社会主義計画経済における意思決定を次の3つのグループに分けた。① 国民所得の成長率等の経済発展の一般方向を規定する

基本的なマクロ経済的諸決定、② 特定部門や企業の産出量等の経常的（もしくは部門的）諸決定、③ 職業選択等の個人的諸決定。そして、第2グループの決定を中央レベルが直接行うのか、社会化された企業が行うのかによって、かれは集権化と分権化のモデルを構成した。分権モデルにおいては、意思決定が多層的で、中央は直接の命令ではなく間接規制的経済手段を用いて企業に影響力を及ぼし、主に「規制された市場」が機能することになる³⁾。少なくとも、60年代後期以降の社会主義諸国の経済改革は、企業の権限を強化するという意味では分権化を経済の活性化のひとつの柱としてきた⁴⁾。さらに、70年代後期以降、社会主義経済において、開放化、「資本主義との共存・競争」⁵⁾が進展している。資本主義諸国との技術的な格差が問題視され、直接的な生産のレベルでの技術革新を進め世界的な水準にキャッチ・アップしていくことが課題として提起されている。経済改革と開放化の動きは、経済主体である企業の自立性を強める点で共通しており、株式会社化もまたその方策のひとつとして提起されるに至ったと考えられよう。

改革が最も急速に展開しているハンガリーでは、1988年10月「経済的社団に関する法律（会社法）」⁶⁾が採択され、労働者自主管理を推進してきたユーゴスラビアでは1989年1月から新しい企業法（株式会社を含む）が施行されている。1985年以来ベレストロイカの波が高まるソ連においても、1987年に「国有企業法」、88年に株式の発行についての決定がそれぞれ採択されており、ソ連の経済システムを踏襲してきたブルガリアでは、株式会社を軸とする会社法が採択されている。また、中国においても、株式会社化の動きが見られる。

このように、株式の発行、株式会社化を試行する動きは、ハンガリーは言うまでもなく多くの社会主義諸国に共通する現象として把握される。では、この現象は、経済改革のプロセス、開放化においてどのような意義をもっているのであろうか。さらに、資本主義経済に一般化している企業形態である株式会社と同様の性格を有しているのであろうか、また、異なっているので

あろうか。この問題意識をときほぐすひとつの接近として、本稿では、ソ連を中心として社会主義諸国で新しく展開しつつある株式発行の動きの実態および内容を紹介し、その背景・意味を考察したい。

〔注〕

- 1) 例えば、植竹晃久『企業形態論——資本集中組織の研究——』中央経済社、昭和59年を参照。
- 2) 宮崎義一『現代企業論入門』有斐閣、昭和60年、12ページ。宮崎氏は、コーポレート・キャピタリズムの規定として、経済主体が株式会社形態をとった私的法人組織であること、その活動動機は企業の内部資金の極大化であること、といった点をあげている（同上、321—331ページ）。
- 3) W. プルス著・佐藤経明訳『社会主義における政治と経済』岩波現代選書、1978年、4—17ページ。
- 4) 経済改革においては分権化の措置だけが取られているとは筆者は考えない。例えば、省庁の統廃合、対外経済管理機関の整理が行われ、国家計画委員会を「真の科学・経済司令部」に立て直すことが求められている。企業の自主性を高める措置とともに中央レベルの意思決定・執行能力の向上が求められており、言わば集権化と分権化の同時並行的な追求が行われると見るべきであろう（この主張については、吉野悦雄訳・評注『社会主義経済改革論』木鐸社、1987年、15—19ページ、拙稿「現代ソ連における中小企業の機能」『経済論叢』第136巻第5・6号、昭和60年11月・12月、を参照されたい）。
- 5) 上原一慶『中国の経済改革と開放政策』青木書店、1987年、17—19ページ。
- 6) 島村博訳「ハンガリーの経済的社団に関する法律（会社法）〔上〕〔下〕」『国際商事法務』Vol. 17, No. 2, 3, 1989年を参照。

I. 社会主義経済における株式の発行

多くの社会主義諸国では現在、株式の発行が認められている。まず、株式の発行がどのように進展しているのかを、法制面と実態において、ソ連を中心に考察しよう。

1.1. ソ連における有価証券の発行についての決定

1988年10月15日、ソ連邦閣僚会議は「企業および機関による有価証券の発行について」（以下、「決定」と略称する）を承認している¹⁾。この「決定」が株式を発行するときの法的根拠となっている以上、「決定」の内容をあらかじめ確認しておかなければならない。「決定」は、前文と13の項目からなるきわめて短いものである。

株式が発行される背景として、前文では、自己資本の不足の解決、労働集団や労働者が生産の主人公になることが示されている。

「決定」は、2種類の株式——労働集団株式と企業（機関）株式——の発行を認めている。

第1の株式は、労働集団株式であり、これは当該集団の構成員を対象としている。一般に株式を売却して得られた資金は、生産の発展、科学技術の導入、新製品の生産の組織化に振り向けることができるが、労働集団株式の場合、集団の社会発展に関する方策にも投資しうる。株式発行の決定は、労働集団総会（代表者会議）あるいは労働集団代議員会議によって行われ、団体協約に発行条件・手続き等が表示される。構成員は任意に基づいて株式を取得する。配当は年1回支払われ、その財源は物質的奨励ファンドあるいは労働支払ファンド²⁾である。その際、87年6月に採択された「国有企業（合同）に関する法律」（以下、「国有企業法」と略称する）に準拠して、平均賃金の増大と労働生産性の増大のノルマチフ的相関に違反したために使われなかった物質的奨励ファンド（労働支払ファンド）資金から配当を支払うことは禁じられている。株式から得られる所得（配当）は課税対象となる。

第2の株式は、企業（機関）株式であり、他の企業、機関、任意団体、銀行、協同組合企業・機関が売却の対象となる。企業だけでなく商業銀行もまた株を発行しうる。株式の発行は、労働集団評議会と合意の上で企業および機関の管理部によって行われる。また、この株式の発行・売却は、当該企

業・機関と取引関係にある銀行が参加して、ソ連邦ゴスバンクの共和国、州、地方といった地域単位の認可を受ける。この自由に売却される株式を国有企業、機関、銀行が取得する場合、当該集団の経済的刺激ファンドが利用される。それ以外の協同組合等の機関が購入する際には、遊休の資金であれば利用する資金は特に制限されない。配当は年1回支払われ、その財源として生産・科学技術発展ファンドが用いられる。任意団体を除くすべての企業・機関が株式の保有によって取得した配当は、利潤（所得）総額に含められ課税対象となるが、任意団体が取得した配当は課税されない。なお、株式を転売して得た収入は、株式取得時に用いた資金である経済的刺激ファンドに繰り込まれる。

このように、企業内の労働者が保有する労働者の持株、他の企業・機関が保有する株式の、2種類の株式の発行が認められている。「決定」には、一般の市民に自由に販売する株式は認められていないこと、2種類の株式の間には明確な区別があり、互換性が存しないこと、株式の広範で自由な流通のための条件の整備が考慮されていないこと、株主の経営への参加およびそのための機関が明記されていないこと、といった特徴が指摘される。さらに、「決定」では、次の2点に注目する必要がある。第1に、銀行が、企業との委託契約に従って、株式の売却・保管・転売、情報の蓄積・提供等の業務を行うとされており、銀行には言わば証券業あるいは証券取引所の役割が期待されている。第2に、この「決定」では企業の法的地位を変えないことが明記されており、「国有企業法」に準拠して成り立つことが示されている。

ところで、一般に資本主義経済において、株式は株主が利益配当を受ける権利（利潤証券）、株主総会で議決権を行使する権利（支配証券）といった性格を有しているが³⁾、さらに、株式会社の企業形態上の特徴として、次の点が指摘される⁴⁾。① 持分資本の所有者である「社員」が間接・有限の責任を負担するにとどまること、② 会社それ自体が、その構成員と区別され、一個の独立の人格を有すること、③ 現実の資本の運動は会社機関（取締役

会)に担われること、④ 規模の拡大と株式の分散化に応じて出資と経営の機能上の分離が生ずること、⑤ 証券取引所の発達を前提にして、株式資本の運動と現実資本の運動がそれぞれ独立化＝二重化すること。

資本主義経済の株式と対比してソ連での株式の発行を考察したとき、われわれは次の点が特徴的であると言うことができよう。

- ① 株式は利潤証券の性格を反映しているが、株主総会を通じた支配証券の性格は「決定」には規定されていない。つまり、株主の権限が配当以外なら明記されていない。この意味では、株は確定利付や議決権の欠如等を特徴とする社債に近い性格を帯びていると言える。特に、企業株式は発行者に対する監査(コントロール)権限がなく、預金や関連企業間の商業信用の変種とさえ目されている⁵⁾。
- ② 企業や協同組合は有価証券の発行に伴い組織上の性格を変えることはなく、すでに決定されている「国有企業法」・「協同組合法」(88年5月採択)に立脚している。このことは株式の発行が資金調達のごく限られた側面に関わり、企業組織の全体系には変更がないことを含意していると言えよう。
- ③ 社会の余剰の資金を集中しようとする場合、発行主体にとっては持分のファンドを証券化して大量に資金を集中しようとするのではなく、不足分について証券化して資金を集中することが意図されている。また、証券を取得する側にとっては、企業の場合、出資源泉が限られている。証券の発行主体にとっても、取得主体にとっても、証券の流通範囲は限られている。
- ④ したがって、株式を介して資金を集中したとしても、所有と経営の分離、株式のファンドと現実のファンドの間のずれが必ずしも形成されることはない。
- ⑤ 労働集団株式の配当は労働者の報酬の一部としてのファンドから支払われる。配当は賃金と一体化して現象することになる。

法制面に関して、以上のように結論しておきたい。ただ、法制面の整備は、現在のところ限られたものであるが、財務省、ゴスパンクは有価証券を発行する手続きや条件についての規定等を準備していると言われている⁶⁾。

1.2. 実際に展開される株式の発行

法制化と相前後して、現代ソ連では実際に株式が発行されている。ここでは、その事例を若干考察しよう。

（I）ニコラエフ・リポフ建設構造材コンビナート⁷⁾

ソ連で最初に株式化した企業のひとつである。コンビナートは6万1000ルーブリの労働者を対象にした株を発行し、当初労働者の25%が株主になっている。株の発行額は、固定ファンドと流動ファンドの総額を越すことはできず、労働者の保有額も、総額に依存して変化するが、上限が1万ルーブリに設定されている。株式の販売で得た資金を投資して、企業は100ルーブリあたり8ルーブリの利潤を受け取っている。配当は利潤に依存するが、年5%が保証されている。得られた資金の投資先は、労働者のための住宅建設、福利厚生施設の建設、作業班を創設するための機械設備の購入など主に労働者・住民の生活条件の改善に充てられ、労働者にとっては配当以上の効果が期待される。7名からなる株主評議会（ソビエト）が選出され、株主はコンビナートの管理部を監査しうる。こうした労働集団株式の発行に伴い、このコンビナートの利潤面の成果は好転し、さらに要員の流動率も1%以下に低下している。

一定の成果を受けて、コンビナートではさらに次の変化が生じている。第1に、自社の納入者（関連工場）に対して株式の発行が認められている。第2に、企業は賃貸化に移行し⁸⁾、すべての構成員が株主になるだけでなく、集団の決定で生産を拡張するため都市住民にまで株が発行されている。そして、この経験は他の州にも利用されている。コンビナートは労働集団株式を

全面的に普及させるとともに企業株式を発行し、その枠を都市住民にまで拡張している。

(2) 生産合同『コンペイエル』（リボフ市）⁹⁾

合同は、ソ連で最初の国家株式会社社会主義企業（государственное акционерное социалистическое предприятие）と呼ばれる。生産合同では、貨物搬送用コンベヤー、モノレール、ベルトコンベヤー、輸送用自動マニピュレータ等の現代的な輸送システムが総合的に設計、製造、販売されている。合同を構成している生産単位は次のとおりである。コンベヤー製造工場、設計・企画研究所、リボフのフィルマ『コンベヤーサービス』、巻き上げ・輸送設備工場、ニコラエフ市の研究所の支局。合同には3000名が就労しており、国内需要、海外需要とも大きく、数年来安定した業績を達成している。

株式の発行に至る経過は以下のとおりである。企業長ボログジン（В. М. Вологжин）氏はすでに1986年から株式会社化の構想を管理部内の要員に伝えている。この考え方が浮上する背景として、次の2つの事情が考慮される。まず、合同が資金調達と支出について責任と自主性を持つ資金の自己調達制へ移行するに伴って、住宅・生活サービスを内容とする計画を立案したが、多額の資金が必要となった。資金の不足分を調達する経路として生産計画の拡充、質・効率・セットでの納入に対する割増金の取得、不要設備・資産の売却等が考慮された。しかし、より長期的には株式化をとおして資金を調達する方法も示された。もうひとつの事情としては、合同内に蓄積される社会発展ファンド、生産発展ファンド、物質的奨励ファンドはいずれも有効に利用されず、集団を刺激する役割が欠如していることが示された。そこで、蓄積したファンドを有効に利用し、資金を調達するため、労働と所得をリンクするため、ハンガリー、ユーゴスラビア、中国、日本、西ドイツの経験を調査した上で、かつ20～30年代の理論的研究を踏まえた上で、株式形態が優位性をもつという結論に合同は到達したのである。労働集団評議会は規約を

承認し、合同の協議会が認可した。さらに、株式化の許可を得るために関係機関に働きかけ、貯蓄銀行の共和国支局長、リボフ州党委員会の支持を得ている。そして、1987年、合同は貯蓄銀行リボフ支店と契約を結ぶとともに、株券の印刷・発行について国家労働委員会や財務省の認可を受け、株式企業の設立に至っている。

合同で考案された株式は労働集団株式であるが、それは2種類あり、1株の額面価格は50ルーブリである。ひとつは物質的奨励ファンドの資金を用いて取得される株式であり、もうひとつは労働者の個人的な資金を用いて取得される株式である。両者の株券は色で区別されている。企業の「社員」（構成員）になることができるのは、3年以上¹⁰就労している労働者であり、集団が株式会社に参加する権限は制限される。

企業の管理機関について、合同の労働集団総会では、5年未満の期間で選出される株主評議会が指導することが決定されている。評議会は執行委員会と監査委員会を構成する。監査委員会には5年未満の期間で3名以上が選出される。委員会は決算報告を監査し、労働者の利害を保護する。

評議会の決定に応じて、労働者だけが株主になることができる（89年7月の資料では、労働者の80%が株主である）。購入しうる株の上限は在職期間に依存しており、3—15年は給与または賃率×3、15—20年は同×4、20年以上は同×5となっている。ただ、15年以上在籍の場合2カ月分、20年以上在籍の場合3カ月分それぞれ個人の有する資金を投資しうる。つまり、残りの額については物質的奨励ファンドが利用される。なお、工場の月平均賃金は239ルーブリである。物質的奨励ファンドによる株式は、労働者が解雇されたり、年金生活に入る場合、銀行に引き渡して換金しうる。個人の貯蓄による株式の換金は随時である。現在、労働者に売却された株式の総額は、物質的奨励ファンドから90万ルーブリ、個人の出資28.1万ルーブリに及んでいる（89年7月の資料では、計500万ルーブリ発行されている）。株主の所得は企業の業績に依存する。貯金ならば2—3%の利子率であるが、

この企業が87年の実績で推移したとすると、出資額の15—20%の所得が確定利付の配当としてうけとられるという（企業は87年の第1四半期に所得の17%を株主に支払っている）。

株を売却して得た資金は、企業自身が融資しうる財源となる（самокредитование）。この資金は企業の財政的予備となり、うち85%は、法に抵触しない限り、生産・社会発展、勤労者の利害に関わるその他の目的に使われ、15%は合同との契約を破棄した構成員に対する支払のための準備金となる。実際には、資金は流動資金の不足分を補填し、さらに株式による2社のベンチャー会社がモスクワ市とリポフ市に設立されている。

株式化に伴い、すべての銀行業務を行う貯蓄銀行の支店が企業内に開設されている。企業は長期の信用供与（ゴスバンクの年2.65%に対して3%の利子）の契約を銀行と結び、銀行は年1万5000ルーブリで企業の構成員に対する金融サービスを引き受けている。

株式企業化とともに企業の業績を引き上げる措置もまた採用されたが、それは以下のとおりである。81年の工場の状態は低迷しており、生産計画の未達成や不快な生活条件、賃金の低下、労働者の高い流動率（17%）が見られた。しかし、株式の発行、とくに労働者が退職するまで保有する物質的奨励ファンドによる株式によって、現在（89年7月の資料）合同の要員の流動率は著しく低下し6%になっている。さらに、86年から管理者学校が開設され、他の企業から有能な専門家が招かれ、労働者を養成するシステムが改善されている。企業は株式を発行することによって労働者——企業の利害をリンクするだけでなく、その利害を発展させる経路もまた制度化したと考えられる。

（3） トラスト『テムケントプロムストロイ』¹¹⁾

建設業の機関であり、1988年のトラストの所得は1700万ルーブリと高い成果を達成している。トラストは88年7月1日から、ソ連の建設業では第

1号の国家株式トラストになっている。

トラストは5000万ルーブリの建設・組み立て作業の生産能力を有しており、うち3200万ルーブリ分は自己資金が用いられている。トラストを構成する単位としては、6つの総請負・建設部、3つの専門部局、生産工程部、750万ルーブリの作業能力の建設資材コンビナートがある。労働者数は3550名で、生産受注のうち88年度は27%が国家発注であった（89年度は22%）。

株主になることができるのは、基本的に当該トラストの労働者であるが、それ以外に仕事のベテラン、トラストから年金生活に入った者、工業建設銀行チムケント支局の職員である。株式の目的は、トラスト経営の最終成果に対する関心の向上、技術・資材入手のための追加的資金の取得である。労働

第1表 国家株式トラスト『チムケントプロムストロイ』での
配当の概算

（単位：1000ルーブリ）

1. 固定ファンド・流動ファンド総額	21,976
2. 株式発行総額	2,198
	小計 24,174
3. 作業総額	38,960
4. 投下資金1ルーブリ当たりの作業量	(1.61ルーブリ)
5. 発行株式当たりの作業量 (2×4)	3,539
6. 採算性 (7÷3)	(16.48%)
7. 作業総額・販売総額中の利潤総額	6,422
8. 株主が参加して受けとる利潤額 (5×6)	583
9. 利潤のうち予算（国家）に支払うべき額 (28.4%)	1,824
10. 利潤のうち上級機関への控除 (16.21%)	1,041
11. 銀行信用への利子支払	200
12. トラストの処分しうる留保分 (7-9-10-11)	3,357
13. 配当総額 $\left(\frac{2}{1}(12+8)\right)$	394
うち 保証された利子 (5%) 分の株主への支払	110
利子分を越える配当支払	284
14. 株式によって受けとった利潤のうちファンドに入る分 (8-13)	189

（注） 保証された利子5%以外の配当に支払われる額について、その一部または全部が、評議会の決定に応じて、トラストのファンドに算入することができる。

〔出所〕 «Экономическая газета», 1989, № 5.

者は、単一労働支払ファンドの資金によっても、個人の貯蓄によっても株を入手しうる。労働者が取得しうる株の総額は在職期間に依存し、10年以上在職した場合、平均月収10カ月分まで購入しうるが、1万ルーブリを越えることはできない。なお、88年度の平均賃金は244ルーブリである。労働集団評議会は、株式資本(акционерный капитал)の額がトラストの固定ファンドおよび流動ファンド総額の40%を越えてはならないと決定している(実際には10%)。つまり、国家的所有が優勢でなければならず、これが義務条件になっている。配当額は利潤額に依存するが、保証された配当率5%が与えられ、これを上回る配当支払が見込まれている。第1表はトラストにおける配当の算出を表している。

(4) 『ソ連共産党第25回大会アレキサンドル電気機械工場』¹²⁾

この工場は輸入設備を装備してモータースイッチの製造に携わったが、機械の老朽化、部品の不足で生産が停滞し、また、多額の信用供与を受け財政が逼迫し、88年には支払不能宣告を受けるに至った。その後、生産計画の見直し、在庫の縮小、過剰設備の売却と設備の稼働率の向上といった抜本的な合理化、さらに集団請負や作業班形態の導入などの組織面の合理化が推進され、取得利潤額を増やし、銀行債務を急速に返済していった。

同時に、1989年第1四半期から株が売却され、全従業員の95%が取得した。株の額面価格は50ルーブリで、総額250万ルーブリ(5万株)発行された。株式は従業員の企業への関心を高めるが、また株の売却資金は住宅建設に利用され、労働・生活条件が改善されている。労働者が取得できる株の額は、在職年数に依存し、配当は企業の業績に依存する。

(5) モスクワ州ソフホーズ『ザベートィ・レーニナ(レーニンの教訓)』¹³⁾

このソフホーズは88年から株式を発行し、発行高は現在42.26万ルーブリ分に相当する。株式会社化の主目的は、労働者が共同所有者化することに

よる主人公意識の向上である。株は、下限が50ルーブリで、上限が1万ルーブリになっており、配当により新たな株を購入しうる。配当は6%保証されている。株の相続は認められていない。

従業員643名中、89年3月15日現在、株主数は404名である（62.8%）。株主を年齢別に見ると、30歳未満が1/5で、1人当たり平均625ルーブリ、30—40歳が1/4で、同938ルーブリ、40歳以上が55%で、同1244ルーブリと、年齢とともに出資率が高まっていく。労働者の持株数が在職年数（年齢）に依存しているためであろう。株主（組合員）の内訳は、52名がエンジニア・職員で、1人当たり3576ルーブリ、197名は果樹栽培職場の労働者で、同517ルーブリ、114名は畜産業従事者で、同659ルーブリ、30名は運転手で、同1287ルーブリ、11名は幼稚園の保育士で、同973ルーブリとなっている。資格水準が高くなるにつれ、出資率が高くなると考えられよう。このように、ソフホーズでは、所有者意識と経営者意識を統一して各従業員に植え付けるという効果が期待され、意識の高い層が参加する度合いは高くなっている。

（6） 株式農工会社『ベレヤ』¹⁴

モスクワ郊外にある小都市に立地する会社（общество）であり、野菜・ジャガイモ・肉・牛乳加工工場、農園、商業・買い付け協同組合を含んでいる。この会社の場合、私人が株主になるのではなく、次の各種機関が株主になっている。ソフホーズ『ベレイスキー』、アグロプロム出版社、モスクワ州農工銀行、合弁企業『マイクロコンピュータシステム』、農村ソビエト（評議会）。ソ連では、地方の政治機関が参画した初めてのケースとなっている。

ソフホーズは自己の経済的基盤の強化を狙いとしており、合弁企業は配当を期待している。銀行や出版社は自身に必要となる良質の食料品の供給を期待し、地域の指導者は店舗の拡充を望んでいる。さらに、都市ソビエトは株

主に農場用の土地を分与している。会社はチーズや乳製品等の加工企業を設置することを決定しているが、そのための原料は株主の付属地経営から、地域で計画を超過して生産されたものから入手することが見込まれている。生産的な施設だけでなく、観光業、ホテル経営などの業務も期待されており、外国の企業の関心も高い。配当の一部は株主の追加的な労働報酬となる。

(7) ハリコフ・モデル¹⁵⁾

『ハリコフトラクトロザプチャスチ (ハリコフ・トラクター部品)』企業は国家株式会社主義生産合同 (государственное акционерное социалистическое производственное объединение) になっている。合同は額面 50 ルーブリから 1 万ルーブリの株券を総額 700 万ルーブリ発行することを計画し、実際に 250 万ルーブリ取得した。この資金の用途は、① スラッグ・コンクリート生産職場の新設 (150 万)、② 極度に不足し採算性が高い産業トラクター用のピストンと円筒形部品の生産拡張 (50 万)、③ 鉄筋コンクリート工場の発展資金 (40 万)、④ 予備フォンドの形成 (10 万)、である。配当金は 88 年第 4 四半期に支払われ、四半期ごとに出资额の 3.43%、年率 13.72% と高配当になっている。従業員だけでなく、寄宿学校、取引関係にある工業建設銀行の支局等の機関も株主になっている。

この合同を基盤にして国家・協同組合株式連合 (ассоциация) 『科学技術インパルス』が設立されている。連合には、合同だけでなく、サマルカンド工場『クラスヌイ・ドビガーチェリ』、タービン圧搾機特殊設計技術局、各種の生産協同組合が参加している。連合もまた、独立した法人格を有し、完全経営計算制・資金の自己調達・企業財務の信用化を経営上の特質としている。

(8) その他のケース¹⁶⁾

ウラジーミルトラクター工場は財務状態の改善を目的として、89 年から株式を発行することを決定した。株は各労働者向けと別の企業を対象とした

ものの2種類で、700—900万ルーブリ規模の発行を予定している。

クルガニ鳥卵人工ふ化場も経営を改善するために株式会社化されたが、従業員全員が株主となり、出資額は50—5000ルーブリである。株式の発行に伴い利潤は大幅に増大し、株主が受け取った配当率は10%であった。株主総会が設立され、総会が資金の使途を決定しうる。資金は生産の拡張・再建だけでなく、社会・文化方策、スポーツ施設・住宅の建設等にも振り向けうる。

『アルタイ農業機械工場』は、同地方で設立された株式会社第1号であるが、500万ルーブリ以上の出資金を集め、資金は社会・生活分野にも回しうる。出資に対して5%の保証された配当を受けるが、株主の主要な利益は追加的な住宅の取得や幼稚園等の生活条件の改善である。

自動車工業振興銀行『アフトバンク』は株式商業銀行である。同銀行は自動車生産・経営の発展、大衆消費財の増産、自動車関連サービス業務の拡張、科学技術成果の導入を目的として設立され、完全に法的自立性を有している。株主総会によって指導され、設立者の評議会（9名からなる）も存する。評議会の代表には自動車・農業機械省副大臣が就任している。株主（設立者）は、自動車・農業機械省、工業建設銀行、対外経済銀行、国家保険局、財務省、当該産業部門の大規模な合同・企業・協同組合で、株主数は現在115を数える。1株の額は20万ルーブリであり、市民向けにも証券の発行が計画されている。なお、株式商業銀行は全国に100行以上設立されている。

この他、ラトビア共和国のソフホーズ『リーゼレ』、同共和国の農業フィルム『アダージ』や多くの協同組合（協同組合の場合、主に組合債の発行）等が株式の発行を行っている。

以上、目下のところ株式の発行、株式企業（会社）化は限られた、実験的な動きを示していると考えられる。その際、地理的には、経済改革の進展度

合が高いと目されるリボフ市やラトビア共和国を中心として、あるいはモデルケースとして進行している。上述の事例のうち、今のところリボフ『コンベイエル』やハリコフ・モデル等は最も先進的な事例として紹介されている。株式を採用している業種としては、建設業、農業（農産物加工を含む）等、ソ連経済にとって不足の度合いが高い産業分野を中心にしながら、分業度が高い機械工業、銀行業等、幅広い範囲にわたって進行していると言えよう。

概ね、「決定」に基づいて、2種類の株券が発行されているが、当該集団の労働者を対象とした株券の発行が顕著に見られる。株式発行総額は総ファンド額のごく一部に限定されており、配当については、保証された確定利率が存し、総じて高い利率が確認される。投資対象は生産面に関わるものもあるが、労働・生活条件に関連する投資が多い。

ところで、現実の進展においては、「決定」に示されていない現象も生じている。例えば、株式の発行が控え目な追加的資金の取得から「株式企業（会社）」の設立にまで拡大しているケース、株主の枠が広げられ企業のグループ化が進行するケース、銀行の役割が一新されるケース、等が確認される。さらに、「決定」が全くふれていない株式の支配証券の性格と結び付いて、株式を発行する企業の管理機構が再編成されている。企業内の自主管理機関である労働集団とは別に、管理機関として株主総会、株主評議会が形成されるケースが確認される。このような「決定」の枠組に制限されない諸現象が一定の成果を上げていると判断され、その経験が広範に普及される限り、「決定」の内容それ自体の豊富化・変更もまた要求されてくると思われる。

1.3. 他の社会主義諸国における進展状況

株券の発行について、ソ連はむしろ後発国と言える。最後に、簡単に、ソ連が研究対象にしている中国、ハンガリー、ユーゴスラビア、さらに同時進行しているブルガリアでの進展状況を概観しておこう。

中国では、80年代から株券が発行され、目下のところその指導の規定は國務院の関係規定に依っている。86年末までに、すでに6000社以上の株式企業が存し、60億元以上投資されていると言われる¹⁷⁾。

株式企業の組織形態は、次の3つがある。①企業の資本を評価して、国家、企業、労働者が株主になる個々の企業レベルでの株式化。②企業が株主としてグループ化するもので、「コンツェルン」を形成するケース。この場合には、親会社——子会社——支社・工場の重層的な構造がグループ内に形成される。③協同組合形態の株式企業。個人、集団、外国の投資家が株主となり、協同組合経営が行われる。また、株券も3種類に分けられる。①国家株（総株式資本の60%以上を占める）、②企業の集団株（30%以上）、③労働者の個人株（1人当たり平均100元）。

株式企業の指導機関には2つの型がある。第1は、所有権に基づく管理機関であり、「財産権管理評議会」と呼ばれる。この機関は、株に応じて株主の代表が参加し、言わば株主総会あるいはその代表機関と見られる。機関の機能は、生産計画の認可、経営管理評議会（専門経営者集団）の代表の審査・承認、企業ファンドの増減、企業の合併・分割、破産等の重要な案件の決定、である。第2の型は、経営権に基づく管理機関で、「経営管理評議会（理事会）」と呼ばれる。文字通り、専門経営者集団で、取締役会に相当しよう。この機関は、労働者総会の選挙によって構成され、「財産権管理評議会」の決定事項の実施、生産・経営中期計画の承認、会計報告の承認、賃金分配案・プレミア案の決定、管理者の任命・更迭、を機能としている。このように、株式化された企業では、株主総会の性格を有する最高意思決定機関と取締役会の性格を有する労働者総会に基づく経常的経営機関の二重の権限機関が構成されている。企業利潤から所得税を控除した後、各種留保基金が形成され、その残余が財産権に対応して配当金として支払われる。現在、国家株では配当率は6%で、従業員株の場合10%（18%を上限）となっている¹⁸⁾。

株式制への移行の事例として、北京市天橋百貨株式有限公司がある。同社は84年7月に発足し、資本金は発足時の163.2万元（固定資産73.7万元、流動資金89.5万元）から88年末の株式総額980万元まで大幅に増大している。国家と社会（他の企業・個人）が株主となり、国家の持株は24%で最大である。なお、社会を対象とした株式の保有には上限がある（200万元以下）。株主総会、理事会が構成され、社長の権限は強い。納税後の利益配分は、理事会に10%、企業基金に45%、株主への利益配当45%になっている。88年度の配当率は国家・社会を問わず15.5%である。こうした株式制が普及するにつれ、広州、上海等では証券取引所が開設されているという¹⁹⁾。

中国では、株式会社化は、実態的にソ連よりも進行しており、① 国家株を通して国家の介入が見られること、② 指導機関の明確化が図られ、「所有と経営の分離」が一定進行していること、③ 株式の発行が資本市場の形成にまで及んでいること、が特徴として浮かび上がる。さらに、特筆すべきは、株式化以前に、「所有と経営の分離」が確認されていることである。中国では、ソ連の「国有企業法」に相当する「全人民所有制工業企業法」が88年4月の第7期全人代で採択されている。この企業法には、企業における所有と経営の分離が言明されている（第2条²⁰⁾。従来の国家の「大鍋の飯」に依存した、温情的な国家——企業間の経営関係を除去して、企業の自主的経営権を強化・制度化することが示されている。

次に、ハンガリーの場合である。ハンガリーは、経済改革が最も加速度的に進行している国と目される。ここでは、88年10月、「経済的社団に関する法律」（会社法）が採択されている²¹⁾。法律の目的は、「現代的な法的枠組みの創出により国民経済の収益向上能力の改善、市場的性格を有する生産・販売の協力活動の発展、資本流動およびハンガリー経済における外国機能資本の直接的登場を援助すること」である。外資導入が目的のひとつとして設定されている。社団には、法人格をもたない社団として、合名会社、合資会

社があり、法人格を有する経済的社団として、連合、共同企業、有限責任会社、株式会社が含まれる。そして、内国人だけでなく外国人の参加も認められている。

各種の企業形態のうち、株式会社は、第2部第7章に規定されている（第232条—第330条）。まず、株式会社は、「総額が事前に定められた額面金額の記載された株式より成立する資本金により形成される経済的社団」と規定されている（第232条）。株券の額面価格は1万フォリント以上で、定款に従って、優先株、勤労者株式、利子付株式、転換社債も発行される。株式会社は、資本金1000万フォリント以上で設立され、うち金銭出資は30%以上を必要とする。会社の最高機関は株主総会である。総会の権限には、定款の作成、資本金の増資・減資、会社の合併・分割、取締役会・監査委員会の選出等がある。取締役会は、株式会社の業務執行機関であり、最低3名、最高11名規模で組織される。また、会社法では、株式会社が資本参加して他の株式会社の意思決定に影響力を行使する会社支配も明記されている（第321条—第330条）。

ところで、ハンガリーでは、すでに1983年から債券を発行することによって追加的に資金が集中されており、現在その規模は200種類以上、総額160億フォリントにもものぼっている。債券の保有者は1000以上の企業・協同組合（全体の1/3を保有）と約10万人の個人（全体の2/3を保有）である。つまり、会社法の法制化以前に、有価証券市場が形成されていたわけであるが、そこには株式資本総額3000万フォリントの約40社の株式会社も存していた²²⁾。

ハンガリーでは、「国有企業法」ではなく会社法が制定されて、株式会社が制度化されており、当事者も単に当該企業の労働者に限定されず、広く市民、企業、さらに外国人まで認められている。その意味で、ハンガリーでは、西側資本主義経済の制度にかなり近似した制度化が模索されており、その制度化が国内の既存の制度とどのように整合性をつくりだすかが今後の課

題と言えよう。

第3に、ユーゴスラビアのケースである。ユーゴスラビアでも、経済危機に対応して企業法が浮上し、法律は88年12月採択され、89年から施行されている²³⁾。企業法において、企業形態は、社会有の生産手段を用いる社会的企業、協同組合企業、私的企業、混合企業等に分類され、社会的企業はさらに共同企業、特別の社会的企業（公企業）、連合（associated）企業、複合（composite）企業、社会的株式企業を含む。混合企業も、株式会社、有限責任会社、合資会社、合名会社を含む。

混合企業のひとつである株式会社は企業法の第2章で規定されている。最小の株式資本額は1億5000万ディナールで、管理への参加権と配当権を有する普通株と優先株がある。株式会社および有限会社の企業内の組織は、①労働者と株主からなる総会、②総会が選出する任期が4年で3名以上の専門経営陣からなる取締役会、③監査委員会、④経営者の選出や利潤配分の決定等に権限を持つ労働者評議会、である。総じて、ハンガリー同様、ユーゴスラビアも西側の企業形態に接近していることが確認される。従来の連合労働基礎組織に基づく組織編成は今日大幅な変更を迫られていると言えよう。

最後に、従来ソ連型の集権的な経済管理が特徴的であったブルガリアのケースを見よう²⁴⁾。ブルガリアは目まぐるしい制度改革の末、88年12月のブルガリア共産党中央委員会総会は「経営活動に関する法令」（国家評議会令）を採択した。この決定は、新しい経済上の自主管理単位として会社（фирма）を規定している。国家だけでなく、自治体、協同組合、個々の市民、外国の機関、外国人が会社の所有者になることができる。会社は労働集団総会、管理委員会（取締役会）、監査委員会、社長によって経営され、1年以上就労している労働者を対象として労働株（記名株）も発行される。株の額面は50レバで、1人200株（1万レバ）が上限になっている。この労働株は退職時に会社に売却されるが、相続も可能である。また、株式会社の設立も認め

られている。株式会社の最小の定款ファンドは100万レバで、1株の最小価格は1000レバとなっている。株主になることができるのは、機関、ブルガリア市民、外国人で、株式会社内には、株主総会、管理委員会、監査委員会が設立される。特に、会社の所有者は管理委員会の半分を構成する権限を有している。さらに、会社化に伴い、会社の利害を統合し国家との利害調整をはかる機関である産業-商業同盟（союз）が設立されている。

ブルガリアでは、一方でソ連の株式化の動きに対応した制度変更が行われ、労働株もまたその一例とすることができる。しかし、他方で、ハンガリーの会社法、ユーゴスラビアの企業法に追随した政策も採用されている。こうした抜本的な経済改革の進展に対して、ブルガリアに対するソ連の評価も高くなっている。過去の改革は次のように指摘された²⁵⁾。「肯定的な前進はあるが、期待した転換は生まれず、連合〔2年前に設立された企業連合〕は経済・計画化省と企業との間の単なる中間管理機関となり、決定は中途半端に採択されている」。しかし、今回の動きについては、ブルガリアのパノフ（O. Панов）教授の説明を引用して次のように示している²⁶⁾。「単なる看板の交替ではない。ブルガリアの社会主義モデルの実現が開始した。国家は今や経済発展の戦略的目的を規制し、経済活動の経常的な管理には携わらない。会社（фирма）は自立した経済細胞になる」。ブルガリア経済は、従来、ソ連の经济管理・経済改革に基づいてきたという経過を考慮するとき、会社化に対する高い評価はソ連における株式会社化の方向性を指し示しているように思われる。

以上の実態の分析から、次の点は確認しておきたい。

株式の発行、株式会社化は実験的な歩みを見せているが、この歩みはこれまでの経済改革に見られなかった全く新しい措置として登場している。また、この動きは資本主義経済における企業形態に一定程度、共通する制度上の特徴を有しているとも解される。企業形態に生じた変化は、国家・企業・

個人のあらゆるレベルでの利害に関わって作用する。

しかも、その実態は88年度に一挙に表面化している。実態は、ハンガリーを先端としながらも、ソ連等の他の社会主義諸国においても共通して検出され、株式の発行がかなり一般化されつつある現象になっていると見ることができよう。

〔注〕

- 1) О выпуске предприятиями и организациями ценных бумаг, Собрание постановлений правительства союза советских социалистических республик, 1988, № 35.
- 2) 現在、ソ連の国有企業での利潤配分は次の2つのモデルに依拠する。第1モデルは次の手続きで企業内部留保が形成される。まず、事前に賃金ファンドを控除した後、売上高から原価を差し引いた残りが利潤となる。利潤からさらにファンド使用料や予算への控除、利子等が支払われ、残余利潤が内部留保となる。この留保分はさらに生産・科学技術発展ファンド、社会発展ファンド、物質的奨励ファンドに分かれる。事前の賃金ファンドと物質的奨励ファンドが労働支払ファンドとなる。第2モデルは次のとおりである。売上高から原価、ファンド使用料、予算への控除などが差し引かれた残りが集団の経営計算制ファンドとなる。このファンドはさらに、生産・科学技術発展ファンド、社会発展ファンド、単一労働支払ファンドに区分される。この二つのモデルでは、第2モデルの場合、労働者の所得と企業の所得が直接リンクされている点で刺激効果が大きく、完全経営計算制の追求は第2モデル化が志向されると見られているが、実際の進行は依然として第1モデルが優勢で、第2モデルは88年10月1日現在943企業で採用されているといわれる（「Правда」, 5 января 1989 г.）。所得に関しては多くの研究があるが、例えば、芦田文夫『「経済改革」と社会主義的所有論』『立命館経済学』第37巻第4・5号、1989年を参照。
- 3) 奥村宏『日本の株式会社』東洋経済新報社、昭和61年、14—15ページ。
- 4) 植竹晃久、前掲書、41—46ページ。
- 5) Л. Григорьев, Ценные бумаги: запретить... нельзя... разрешить, «Мировая экономика и международные отношения» 1989, № 2, стр. 142.
- 6) «Экономическая газета (以下、「Э.г.」と略称する)», 1988, № 45.
- 7) См. Научно-практическое совещание в институте экономики АН СССР, «Вопросы экономики» 1989, № 1, «Социалистическая индустрия (以下、「С.и.」と略称する)», 3 сентября 1988 г., «С.и.», 5 января 1989 г., «С.и.», 15 марта 1989 г.
- 8) 賃貨化には、労働集団が国有企業を賃借する場合と国有企業内部で賃貨借関係が

発生する場合がある。88年、管理・計画化・経済メカニズムの改善委員会が採択した、「労働集団による国有企業の賃借に関する一般的方法的規程」は前者の場合に関わる（「企業の賃貸借にかんする規程」『日ソ経済調査資料』1988年12月号、25—32ページ）。また、89年4月7日、ソ連邦閣僚会議は「ソ連における賃貸関係の経済的および組織的な基本原則について」を採択している。決定では、土地、企業、企業内の資産、設備・機器を賃貸することが定められ、賃貸人には、国家、コルホーズ、ソフホーズ、企業、資産を経営・占有・使用・管理する市民がなる。また、賃借人は、その組織、構成部分の集団、コルホーズ、ソフホーズ、企業等である。資産は賃貸人の所有であり、生産物は賃借人の所有となる。賃貸料は当事者の賃貸契約において決定される。同コンビナートは『ウクルセリストロイ工業ストリヤ』と契約を結んで、賃貸株式合同に転換している。

- 9) См. Новые формы хозяйствования «ЭКО» 1989, № 1, стр. 40-64, Революция на “Конвейере”: не только акции «ЭКО» 1989, № 2, стр. 21-39, «Правда», 8 ноября 1988 г., «Э.г.», 1989, № 27.
- 10) 在職期間には、党・コムソモール・労働組合での活動期間、徴兵期間、資格向上の訓練期間もまたカウントされる。
- 11) См. «Э.г.», 1989, № 5.
- 12) См. «Э.г.», 1988, № 46.
- 13) См. Научно-практическое совещание в институте экономики АН СССР, «Вопросы экономики» 1989, № 1, «Московские новости (以下, «М.н.» と略称する)», № 15, 9 апреля 1989 г.
- 14) См. «М.н.», № 19, 7 мая 1989 г., «Советская россия», 19 января 1989 г.
- 15) См. «С.и.», 19 мая 1989 г.
- 16) См. Научно-практическое совещание в институте экономики АН СССР, «Вопросы экономики» 1989, № 1, «С.и.», 24 декабря 1988 г., «С.и.», 4 февраля 1989 г., «С.и.», 30 июня 1989 г., «Э.г.», 1989, № 5, «Известия», 17 февраля 1989 г.
- 17) В. Кудряшов, Доходы трудящихся в акционерном накоплении: сравнительный анализ, «Вопросы экономики» 1989, № 1, стр. 90. 88年12月に筆者が訪中した際（「中国対外経済開放政策に関する研究交流訪中団」）のヒヤリング調査では、上海市で経済改革が進展するに伴い株式会社化が生じている。現在、1200社の企業が固定資産を株式化して大衆に売却している。しかし、この1200社の企業のうち、標準的な株式会社を構成している企業はわずか11社に過ぎず、残りの大部分は株式会社の要件を備えていないという。また、株券は市場で販売され（外国人も購入しうる）、その額は4000万元程度である。
- 18) 中国では資本主義経済とは異なった独自の株式制度を創出する必要性が指摘され

ているが、総体を把握する際に、次の3つの考え方の存在が多く論者に共通するという。①「国家資産管理部」、「国家資産経営センター」、「企業」という外部の縦の三段階分権システム、②「国家株式」、「企業株式」、「従業員株式」、「一般株式」という企業資産・利益配分システム、③「党委員会」、「経営者」、「労働組合」という内部の横の分権システム（喬晋建「中国大中小型国有企業の株式制への転換モデル」『公益事業研究』第40巻第2号、昭和63年12月、68ページ）。本稿に取り上げた組織形態・株券・指導機関については、Ли Синшань（北京大学）、О некоторых вопросах внедрения акционерной системы в Китае, «Вопросы экономики» 1989, № 1, стр. 78-83 による。

- 19) 『北京週報』第27巻第19号、1989年5月9日、を参照。
- 20) 『外国の立法』第27巻第5号、国立国会図書館調査立法考査局、昭和63年9月。
- 21) ハンガリーの会社法は、島村博、前掲訳による。
- 22) См. В. Кудряшов, Указ. соч., стр. 89-90.
- 23) ユーゴスラビアについては、小山洋司「ユーゴスラヴィアの『企業法』」『日ソ経済調査資料』近刊、*Investing in Yugoslavia, Jugoslovenski Pregled* 1989.（この資料は、中央大学の横倉弘行氏より援助を受けた）を参照。
- 24) ブルガリアについては、社会主義経営学会第14回大会（1989年3月）での岩林彪報告「『自主管理経営組織』から『フィルム』へ」から多くの教示を得た。この他、〈Э.г.〉, 1988, № 22, «Правда», 8 февраля 1989 г., «Известия», 22 февраля 1989 г., Г. Чернейко, Национальная конференция БКП, «Коммунист» 1988, № 10, стр. 121-125, О. Тарновский, Место предприятий во внешнеэкономическом механизме Болгарии, «Внешняя торговля» 1988, № 11, стр. 26-31. 『イズベスタヤ』紙によると、会社化した事例のひとつとして、空調・冷蔵機械の設計・生産・販売・エンジニアリング業務に携わる経営合同『クリマト』が紹介されている。
- 25) «Известия», 22 февраля 1989 г.
- 26) Там же.